

投稿規定

(2004 年 1 月 12 日制定)

1. 投稿の内容について
本誌への投稿原稿は、言語聴覚障害領域とその関連領域の学術的進歩に寄与する学術論文を主体とし、他誌に掲載されていないもの及び掲載予定のないものに限り、投稿に際しては、著者全員がその旨を了解した誓約書(別紙様式)を提出してください。
2. 倫理について
原稿作成および内容については、対象者の人権に十分配慮し、倫理に適うものであることとします。
3. 著者について
投稿論文の筆頭著者は原則として本協会の会員とします。共著者は本協会会員であることを問いませんが、言語聴覚士の場合は本協会員に限り、ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではありません。著者は筆頭著者と共著者を合わせて原則として6名までとします。
4. 投稿区分と長さについて
論文の区分は、原著(症例研究を含む)、総説、短報、その他とします。
投稿原稿の長さは、本文、図、表、写真、文献を含め400字詰原稿用紙に換算して、原著論文は25枚以内、短報は15枚以内とします。図、表、写真は1個につき400字詰原稿用紙1枚に相当するものとし、8個を限度とします。
所定枚数を超えた原稿は原則として採用しません。ただし、編集委員会が超過を認めた場合に限り、規定枚数を超える部分の印刷実費を著者が負担のうえ、掲載を許可することがあります。カラー印刷の実費は著者が負担するものとします。
5. 著作権について
本誌に掲載後の著作権は日本言語聴覚士協会に帰属し、掲載後は本協会の承諾なく他誌に掲載することはできません。
6. 引用、転載の許諾について
他の著作物からの引用、転載については、原出版社および原著者の許諾が必要です。予め投稿者本人が許諾を得てください。
7. 投稿原稿について
投稿原稿は本規定および執筆要綱に従うものとします。
8. 英文抄録について
英文抄録は編集委員会が定める校閲者の校閲を経るものとし、著者は英文校閲料を支払うものとします。
9. 採否について
投稿論文の採否は編集委員会で決定します。
10. 著者校正是原則として1回とします。校正是赤で行い、所定の期限内に返送してください。
11. 別刷はすべて有料とし、50部単位の希望に応じますが、著者の実費負担とします。
12. 投稿原稿はオリジナル原稿以外にコピー3部を添えて、簡易書留にて下記宛に送付してください。また、掲載決定後、原稿を3.5インチのFDまたはMO、CD-R(パソコン機種名、使用ワープロソフト名、ファイル名、著者名記入)に入れ、印刷された原稿とともに提出してください。投稿された原稿、FD、MO、CD-Rは返却しません。
【宛先】 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-5-8 正和ビル 304
日本言語聴覚士協会事務所
13. 本規定は改正することがあります。